



2026年6月18日

各 位

会 社 名 スターシーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 雅順
(東証スタンダード・コード:3083)
問合せ先 管理部長 竹谷 治郎
(TEL.03-6721-5891)

(訂正)「第三者割当による第8回～第10回新株予約権(行使価額固定型)の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

2026年6月8日に公表いたしました「第三者割当による第8回～第10回新株予約権(行使価額固定型)の発行に関するお知らせ」について、記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

訂正箇所

【訂正前】

別紙1 第8回新株予約権発行要項

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

別紙2 第9回新株予約権発行要項

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

別紙3 第10回新株予約権発行要項

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

【訂正後】

別紙1 第8回新株予約権発行要項

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価

額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

スターシーズ株式会社 管理部

東京都港区新橋四丁目21番3号

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

別紙2 第9回新株予約権発行要項

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

スターシーズ株式会社 管理部

東京都港区新橋四丁目21番3号

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

別紙3 第10回新株予約権発行要項

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

スターシーズ株式会社 管理部

東京都港区新橋四丁目21番3号

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

第三部【追完情報】

【訂正前】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第 37 期）（以下、「有価証券報告書」といいます）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（2026 年 6 月 8 日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第 37 期有価証券報告書の提出日（2026 年 6 月 1 日）以降、本有価証券届出書提出日（2026 年 6 月 8 日）までの間において、臨時報告書は提出していません。（後略）

【訂正後】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第 37 期）（以下、「有価証券報告書」といいます）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026 年 6 月 18 日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第 37 期有価証券報告書の提出日（2026 年 6 月 1 日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026 年 6 月 18 日）までの間において、臨時報告書は提出していません。（後略）

第四部【組込情報】

【訂正前】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第 37 期)	自 2025 年 3 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日	2025 年 6 月 1 日 関東財務局長に提出
---------	------------------	---------------------------------------	-----------------------------

(後略)

【訂正後】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第 37 期)	自 2025 年 3 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日	2026 年 6 月 1 日 関東財務局長に提出
---------	------------------	---------------------------------------	-----------------------------

(後略)

以 上